

商工会法の一部を改正する法律案要綱

第一 市町村の廃置分合に伴う地区の特例

商工会の設立後に市町村の廃置分合があつた場合において、商工会が合併したときの合併後存続する商工会又は合併によつて成立した商工会の地区について特例を設けること。（第八条関係）

第二 商工会の合併に関する規定の整備

商工会の合併に關し、合併の手続、合併の時期及び効果等について所要の規定の整備を行うこと。（第五十一条の二から第五十二条の七まで関係）

第三 商工会連合会の副会長の定数

商工会連合会の副会長の定数を五人以内から六人以内に改めること。（第五十六条関係）

第四 全国商工会連合会の財務内容の公開に関する規定の整備

貸借対照表等を全国商工会連合会の各事務所に備えて置き、所要の期間、一般の閲覧に供しなければならないものとすること。（第五十七条関係）

第五 罰則

罰則に関する規定の整備を行うこと。（第六十一条から第六十六条まで関係）

第六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 施行期日等

この法律の施行期日、所要の経過措置に関する規定を設けること。（附則関係）

商工会法の一部を改正する法律

商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「その商工会の地区を」を「その商工会（その商工会が廃置分立後の市町村の区域の一部をその地区的全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」といひ。）にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を」「に、「区域とする。」を「区域（隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区的すべてを合わせた区域）とする。」に改める。

第四十六条第三号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

三
合併

第四十八条第五項中「解散」の下に「若しくは合併」を加える。

第五十一条第三項中「地区」とし又は「地区の」を「その地区の全部又は」に改める。

第五十一条第一項中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 合併した場合

第五十二条の次に次の六条を加える。

(合併の手続)

第五十二条の一 商工会が合併しようとするときは、各商工会の総会の議決を経なければならない。

2 合併をするには、申請書に合併後存続する商工会又は合併によって成立する商工会（以下この条において「新商工会」といふ。）の定款、事業計画書、収支予算書その他経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に合併の認可を申請しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の認可があつた場合において、新商工会が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

- 一 第二十三条第一項各号に掲げる要件に適合する」と。
- 二 新商工会が市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ その合併がその市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じない」と。

ロ その合併により新商工会の事業が合併前の商工会の事業に比して著しく効率的なものとなる」と。

4 経済産業大臣は、合併（新商工会が市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とするものに限る。）の認可をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

5 合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 第二十四条の規定は、第一項の認可について準用する。

第五十一条の三 商工会は、合併を議決したときは、その議決の日から一週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 商工会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第五十二条の四 債権者が前条第一項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、商工会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければな

らない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十一条の五 合併によつて商工会を設立するには、各商工会がそれぞれ総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第四十六条の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

4 第三十条第一項本文の規定は、第一項の規定による役員の選任について準用する。

（合併の時期及び効果）

第五十二条の六 商工会の合併は、合併後存続する商工会又は合併によつて成立する商工会が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する商工会又は合併によつて成立した商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務（その商工会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（商法等の準用）

第五十二条の七 商法第四百十五條（監査役に係るもの）を除く。（合併無効の訴え）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第五百三十五条ノハ（債務の負担部分の決定）の規定は、商工会の合併について準用する。

第五十二条中「前条第一項第一号」を「第五十二条第一項第一号」に、「同項第二号」を「同項第四号」に改める。

第五十六条から第五十八条までを削る。

第五十五条の十八第三項中「から第三十九条まで」を「、第三十九条」に改め、同条第四項中「第四十六条（全国連合会については、第二号を除く。）及び」を「第四十六条第一号、第一号及び第四号（全国連合会にあつては、第一号及び第一号）並びに」に改め、同条第五項中「第五十五条の十八第五項」を「第五十八条第五項」に改め、同条第六項中「前章第七節」の下に「（第五十二条第一項第一号及び第五十二条の二から第五十二条の七までを除く。）」を加え、同条を第五十八条とする。

第五十五条の十七第一項中「副会長五人」を「副会長六人」に改め、同条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第五十七条 連合会の会長は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 連合会の会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 連合会の会員は、いつでも、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、連合会の会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 全国連合会は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び収支決算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録及び附属明細書並びに同項の監事の意見書を、各事務所に備えて置き、経済産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 第一項に規定する事業報告書及び前項に規定する附属明細書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。

第六十一条中「三万円」を「五十万円」に改める。

第六十三條中「第五十五条の十八第五項」を「第五十八条第五項」に、「一万円」を「二十万円」に改める。

第六十五条中「一に」を「いずれかに」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。」、「第三十九条後段（第五十五条の十八第三項）を「第五十八条第三項において準用する場合を含む。」、「第三十八条、第三十九条後段（第五十八条第三項）に、「又は第五十五条の十一第一項」を「第五十五条の十一第一項又は第五十七条（第四項及び第五項を除ぐ。）」に改め、同条第三号中「第五十五条の十八第四項」を「第五十八条第四項」に、「又は第五十五条（第五十五条の十八第六項）を「若しくは第五十五条（第五十八条第六項）に改め、「民法の規定」の下に「又は第五十二条の三第一項の規定」を加え、同条第四号中「第五十五条の十八第四項」を「第五十八条第四項」に改め、同条第五号中「第五十五条の十八第五項」を「第五十八条第五項」に改め、同条第六号中「第五十五条の十八第六項」を「第五十八条第六項」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第五十五条の十八第六項」を「第五十八条第六項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第五十一条の三又は第五十二条の四第一項の規定に違反して商工会の合併をしたとき。

第六十六条中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（決算関係書類に関する経過措置）

第一条 この法律による改正後の商工会法第五十七条第四項及び第五項の規定は、平成十三年四月一日に始まる事業年度に係る同条第四項及び第五項に規定する書類から適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

近年の商工業者をめぐる経済環境の変化にかんがみ、商工会の事業の実施体制を整備することによりその事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、商工会の合併に関する規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工会法の一部を改正する法律案新旧対照条文 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）

(傍線部分は改正部分)

決することはできない。

(警告等)

第五十一条 (略)

(略)

3 経済産業大臣は、市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会について、それをそのまま存置することが不適當であると認めるときは、その商工会に対して、第七条第一項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができる。

5 4 (略)

(解散)

第五十二条 商工会は、次の場合には、解散する。

一 総会において解散の決議をした場合

二 合併した場合

三 破産した場合

四 設立の認可を取り消された場合

2 (略)

(合併の手続)

第五十二条の二 商工会が合併しよつとするときは、各商工会の総会の議決を経なければならない。

2 合併をするには、申請書に合併後存続する商工会又は合併によつて成立する商工会（以下この条において「新商工会」という。）の定款、事業計画書、収支予算書その他経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に合併の認可を申請しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一 第二十三条第一項各号に掲げる要件に適合すること。

二 新商工会が市町村の区域の一部をその地区的全部又は一部とする場合にあつては、次のイ及びロに適合すること。

はできない。

(警告等)

第五十一条 (略)

(略)

3 経済産業大臣は、市町村の区域の一部を地区とし又は地区的一部とする商工会について、それをそのまま存置することが不適當であると認めるときは、その商工会に対して、第七条第一項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができる。

5 4 (略)

(解散)

第五十二条 商工会は、次の場合には、解散する。

一 総会において解散の決議をした場合

二 破産した場合

三 設立の認可を取り消された場合

2 (略)

(合併の手続)

第五十二条の二 商工会が合併しよつとするときは、各商工会の総会の議決を経なければならない。

2 合併をするには、申請書に合併後存続する商工会又は合併によつて成立する商工会（以下この条において「新商工会」という。）の定款、事業計画書、収支予算書その他経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に合併の認可を申請しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一 第二十三条第一項各号に掲げる要件に適合すること。

二 新商工会が市町村の区域の一部をその地区的全部又は一部とする場合にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ その合併がその市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

ロ その合併により新商工会の事業が合併前の商工会の事業に比して著しく効率的なものとなること。

4 | 経済産業大臣は、合併（新商工会が市町村の区域の一部をその地区的全部又は一部とするものに限る。）の認可をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

5 | 合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 | 第二十四条の規定は、第二項の認可について準用する。

第五十一条の三 商工会は、合併を議決したときは、その議決の日から一週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

2 | 商工会は、前項の期間内に、債権者に對して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 | 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第五十二条の四 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 | 債権者が異議を述べたときは、商工会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十二条の五 合併によつて商工会を設立するには、各商工会がそれぞれ総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 | 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 | 第四十六条の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

ついて準用する。

4 第三十条第二項本文の規定は、第一項の規定による役員の選任について準用する。

（合併の時期及び効果）

第五十二条の六 商工会の合併は、合併後存続する商工会又は合併によつて成立する商工会が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する商工会又は合併によつて成立した商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務（その商工会がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（商法等の準用）

第五十二条の七 商法第四百五十五条（監査役に係るもの）を除く。

（合併無効の訴え）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条ノハ（債務の負担部分の決定）の規定は、商工会の合併について準用する。

（清算人）

第五十三条 清算人は、第五十二条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第四号の規定による解散の場合には経済産業大臣が選任する。

（役員）

第五十六条 連合会に、役員として、会長一人、副会長六人以内、理事三十人以内（全国連合会にあつては、十五人以内）及び監事三人以内を置く。

（略）

4 3 2
（略）
（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第五十七条 連合会の会長は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

（清算人）

第五十五条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には経済産業大臣が選任する。

（役員）

第五十五条の十七 連合会に、役員として、会長一人、副会長五人以内、理事三十人以内（全国連合会にあつては、十五人以内）及び監事三人以内を置く。

4 3 2
（略）
（略）

2	連合会の会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めるべし。
3	連合会の会員は、いつでも、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、連合会の会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
4	全国連合会は、第二項の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び収支決算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録及び附属明細書並びに同項の監事の意見書を、各事務所に備えて置き、経済産業省令で定める期間、一般的の閲覧に供しなければならない。
5	第一項に規定する事業報告書及び前項に規定する附属明細書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。
	(準用)

2	第五十八条 (略)
3	第三十七条、第三十九条及び第四十条第一項の規定は、連合会の会長について準用する。
4	第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一号、第一号及び第四号（全国連合会にあつては、第一号及び第二号）並びに第四十七条の規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第二十三条第二項」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第一項」と読み替えるものとする。
5	第四十九条、第五十条並びに第五十一条第一項、第二項及び第五項の規定は、連合会の監督について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第二項第一号」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項第一号」と、同条第五項中「第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第三項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長」とあるのは、「都道府県連合会に対し第五十五条の十八第五項において準用する第五十一条第一項又は第二項に規定する処分をする

する第五十一条第一項又は第二項に規定する処分をする場合に
は関係都道府県知事及び全国連合会」と読み替えるものとする。

6 前章第七節（第五十二条第一項第一号及び第五十二条の二から第五十二条の七までを除く。）の規定は、連合会の解散及び

清算について準用する。

第六十二条 第二十二条第一項（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した発起人は、五十万円以下の罰金に処する。
第六十三条 第五十条第一項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした商工会又は連合会の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした商工会又は連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第十四条第一項、第三十七条（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条、第三十九条後段（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条の十一第一項又は第五十七条（第四項及び第五項を除く。）の規定に違反したとき。

三 第二十二条第六項（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）、第二十七条（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）若しくは第四十七条（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する商法の規定若しくは第五十五条（第五十八条第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法の規定又は第五十二条の二第二項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

場合には関係都道府県知事及び全国連合会」と読み替えるものとする。

6 前章第七節の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。

第五十六条から第五十八条まで 削除

第六十二条 第二十二条第一項（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した発起人は、三万円以下の罰金に処する。
第六十三条 第五十条第一項（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした商工会又は連合会の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした商工会又は連合会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第十四条第一項、第三十七条（第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条（第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条後段（第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条の十一第一項の規定に違反したとき。

三 第二十二条第六項（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）、第二十七条（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）若しくは第四十七条（第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。）において準用する商法の規定又は第五十五条（第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

四 第四十四条第一項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

五 第四十九条（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類を第四十九条（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に提出しなかつたとき。

六 第五十二条第一項（第五十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第五十二条第一項の規定に違反して商工会の合併をしたとき。

八 第五十五条（第五十八条第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき。

九 （略）

第六十六条 第五条第二項又は第五十五条の五第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

四 第四十四条第一項（第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

五 第四十九条（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類を第四十九条（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に提出しなかつたとき。

六 第五十二条第二項（第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第五十五条（第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき。

八 （略）

第六十六条 第五条第二項又は第五十五条の五第一項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

商工会会法の一部を改正する法律案参考条文

商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）（抄）

（地区）

第七条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第八条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

（設立の認可）

第二十三条（略）

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二 第十三条本文に規定する者の二分の一以上が会員となるものであること。

三 その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。

四 その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。

（認可又は不認可の通知）

第二十四条 経済産業大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。

（役員）

第三十条（略）

2 役員は、会員（法人にあつては、その役職員）でなければならない。ただし、理事は、商工会の運営上特に必要がある場合には、その定数の十分の一以内に限り、会員（法人にあつては、その役職員）である

こと不要しない。

3 (略)

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第三十八条 会長は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員は、いつでも、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正當な理由がないのにこれを拒んではならない。

(特別の議決)

第四十六条 次の事項は、総会員の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散

三 会員の除名

(総代会)

第四十八条 (略)

2 (4) (略)

5 総会に関する規定は、総代会について準用する。ただし、総代会においては、総代の選挙をし、又は解散の議決をすることはできない。

(警告等)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、市町村の区域の一部を地区とし又は地区の一部とする商工会について、それをそのまま存置することが不適当であると認めるときは、その商工会に対して、第七条第一項に適合するようにそ

の地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をることができる。

4 (略)

5 (略)
(解散)

第五十二条 商工会は、次の場合には、解散する。

一 総会において解散の決議をした場合

二 破産した場合

三 設立の認可を取り消された場合

2 (略)
(清算人)

第五十三条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には経済産業大臣が選任する。

(役員)

第五十五条の十七 連合会に、役員として、会長一人、副会長五人以内、理事三十人以内（全国連合会につては、十五人以内）及び監事三人以内を置く。

2 (4) (略)
(準用)

第五十五条の十八 (略)

2 第三十一条、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで及び第四十条第一項の規定は、連合会の役員について準用する。

3 第三十七条から第三十九条まで及び第四十条第二項の規定は、連合会の会長について準用する。

4 第四十二条から第四十五条まで、第四十六条（全国連合会については、第三号を除く。）及び第四十七条の規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第二十三条第二項」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項」と読み替えるものとする。

5 第四十九条、第五十条並びに第五十一条第一項、第二項及び第五項の規定は、連合会の監督について準

用する。この場合において、同条第二項中「第二十三条第二項第二号」とあるのは「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項第二号」と、同条第五項中「第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第三項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長」とあるのは「都道府県連合会に対し第五十五条の十八第五項において準用する第五十一条第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び全国連合会」と読み替えるものとする。

6 前章第七節の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。

（削除）

第五十六条から第五十八条まで 削除

第六十二条 第二十三条第一項（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した発起人は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第五十条第一項（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした商工会又は連合会の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした商工会又は連合会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

（略）

二 第十四条第一項、第三十七条（第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条（第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条後段（第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。）又は第五十五条の十一第一項の規定に違反したとき。

三 第十二条第六項（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）、第二十七条（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）若しくは第四十七条（第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。）において準用する商法の規定又は第五十五条（第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

四 第四十四条第二項（第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

五 第四十九条（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類を第四十九条（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に提出しなかつたとき。

六 第五十二条第二項（第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第五十五条（第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき。

八（略）

第六十六条 第五条第二項又は第五十五条の五第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

商法（明治三十二年法律四十八号）（抄）

第八十八条 第八十六条ノ訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ専属ス
第一百五条 前条第一項ノ訴ハ合併ノ日ヨリ六月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス
2 口頭弁論ハ前項ノ期間ヲ経過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ
3 数個ノ訴ガ同時ニ繫属スルトキハ弁論及裁判ハ併合シテ之ヲ為スコトヲ要ス
4 訴ノ提起アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第一百六条 債権者ガ第一百四条第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

2 会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ同項ノ訴ノ提起ガ惡意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス
第一百八条 合併ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ合併後存続スル会社ニ付テハ変更ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル会社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ消滅シタル会社ニ付テハ回復ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第一百九条 合併ヲ無効トスル判決ハ第三者ニ対シテモ其ノ効力ヲ有ス

2 原告ガ敗訴シタル場合ニ於テ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ会社ニ対シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ

任ズ

第一百十条 合併ヲ無効トスル判決ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社、其ノ社員及第三者ノ間ニ生ジタル権利義務ニ影響ヲ及ボサズ

第一百十一条 合併ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ合併ヲ為シタル会社ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ガ合併後負担シタル債務ニ付連帶シテ弁済ノ責ニ任ズ

2 合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ガ合併後取得シタル財産ハ合併ヲ為シタル会社ノ共有ニ属ス

3 前二項ノ場合ニ於テハ各会社ノ負担部分又ハ持分ハ其ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ裁判所ハ請求ニ依リ合併ノ時ニ於ケル各会社ノ財産ノ額其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第二百四十九条 株主ガ決議取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得但シ其ノ株主ガ取締役又ハ監査役ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2 第百六条 第二項ノ規定ハ前項ノ請求ニ之ヲ準用ス

第四百十五条 会社ノ合併ノ無効ハ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

2 前項ノ訴ハ各会社ノ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債権者ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

3 第八十八条、第一百五条、第一百六条、第一百八条乃至第一百十一条及第二百四十九条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

非訟事件手続法（昭和三十一年法律第十四号）（抄）

第一百三十五条ノ八 第百二十九条第一項、第二百二十九条ノ四及ヒ第三百三十二条ノ五第三項ノ規定ハ商法第一百十一条第三項（同法第二百四十七条及ヒ第四百十五条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル裁判ニ付キ之ヲ準用ス